

昭和八年九月十七日
 總同盟關西紡織產業勞働組合改行
 大阪市北區曾根崎第三十二

日本労働同盟
 關西紡織産業勞働組合規約 (昭和六年九月十日)

第一章 總則

本組合ヲ關西紡織産業勞働組合ト稱ス
 本組合ハ日本労働同盟ニ加盟シ 其綱領 主張 宣言及決議ノ遂行ヲ以テ
 目的トス
 本組合ノ規約ハ大會ノ決議ヲ經テレバ變更スルコトヲ得ズ

第二章 組織

本組合ハ本組合ノ決議並ニ規約ヲ遵守スル纖維工業ニ従事スル者僑者ヲ以テ組
 織スルモノトス
 組合員三十人以上ニ達スル場合ハ支部ヲ組織スルモノトス
 同一地方ニ之ヲ以上ノ支部カ所在スル場合ニハ地方支部聯合會ヲ組織ス
 地方支部聯合會ハ組合本部ノ統制ノ下ニ其地方内ニテハ加盟支部ノ行動ヲ統
 シ共通ノ事務及問題ヲ處理スルモノトス

第三章 機關

本組合ニ左ノ機關ヲ置ク
 一 大會
 二 本部委員會
 三 執行委員會
 大會ヲ以テ本組合ノ最高決議機關トス
 定期大會ハ一年一回前年度ノ大會ニ於テ之ヲ遂メタル期間及場所ニ於テ組合長之ヲ
 召集スルモノトス但シ次ノ場合ハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得
 一 本部委員會ハ必要ト認メタル場合
 二 加盟組合長之ヲ召集スル場合
 三 以上ノ請求アリタル場合
 大會ハ 一 大會決議 二 地方支部聯合會及支部代表者ヲ以テ構成スルモノトス

- 茶 一 条
- 茶 二 条
- 茶 三 条
- 茶 四 条
- 茶 五 条
- 茶 六 条
- 茶 七 条
- 茶 八 条
- 茶 九 条
- 茶 十 条